

公益社団法人地盤工学会 規則

平成22年1月22日 理事会決定
平成22年11月1日 施行
平成23年1月28日 理事会変更
平成23年3月18日 理事会変更
平成24年7月27日 理事会変更
平成25年5月13日 理事会変更
平成26年2月19日 理事会変更
平成26年3月14日 理事会変更
平成28年11月25日 理事会変更
平成29年3月17日 理事会変更
平成30年1月26日 理事会変更
平成31年3月15日 理事会変更
令和3年5月21日 理事会変更
令和4年5月26日 理事会変更
令和5年1月19日 理事会変更

第1章 総 則

(目的)

第1条 公益社団法人地盤工学会（以下学会と呼ぶ）定款第51条に基づいて本規則を定める。この学会の機構、業務の運営、会務の分掌、職制等の定款施行に必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(規則の変更)

第2条 この規則の変更は、理事会の議決を経るものとする。ただし、この規則の同一性を否定するような変更は認められない。

第2章 会員名簿、入会・退会、会費

(会員名簿)

第3条 この学会に会員名簿を備え、会員の別に定める事項を記載し、その記載事項に変更があった場合にはすみやかに整理するものとする。

(入会・退会)

第4条 この学会に入会しようとする個人または法人もしくは任意団体は、別に定める事項及び会員の種別を記載した入会申込書に入会金及び会費を添えて、この学会に提出しなければならない。会員で退会しようとするものは、退会届を会長に提出しなければならない。

(入会の可決)

第5条 理事会において入会を可決したときは会長はすみやかに会員名簿に登録し、かつ、所

属支部及び本人にその旨通知する。

(変更届)

第6条 会員名簿記載事項について変更があったときは、会員はその旨を記載した届出書を本学会に提出しなければならない。または、会員データベースのデータを会員自身で更新することができる。

(学生会員の種別変更)

第7条 廃止

(正会員(法人)もしくは特別会員の代表者届出)

第8条 正会員(法人)もしくは特別会員が法人または任意団体である場合はこの学会に対する代表者を定めて届出なければならない。

2. 正会員(法人)が社員に選出された場合は、前項の届出の代表者がその権利を持つ。

(正会員(法人)もしくは特別会員の代表者変更届)

第9条 正会員(法人)もしくは法人または任意団体である特別会員は、前条代表者に変更があった場合、すみやかにその旨をこの学会に届出なければならない。

(所属支部への通知)

第10条 第6条及び第9条の規定による届出があったときならびに退会届を受理した場合は、会長は会員名簿を整理し、所属支部にその旨を通知する。

(入会金)

第11条 正会員(個人・法人)・特別会員に入会しようとする場合は、入会時に入会金1,000円を納入するものとする。

(会費及び会費の使途)

第12条 会費は、会員の種別に応じて次のとおりとする。ただし、名誉会員及び賛助会員からは、会費を徴収しない。

種別	年額
正会員（個人）	9,600円
正会員（法人）もしくは特別会員	
特級	300,000円
一級	240,000円
二級	160,000円
三級	100,000円
四級	60,000円

2. 前項の会費は、毎事業年度における合計額の30%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

3. 国際会員からは、正会員会費もしくは特別会員会費のほかに2,000円を徴収する。

（臨時会費）

第13条 特別な事業遂行に要する費用の一部に充てるため、会員から会費のほかに臨時会費を徴収することができる。

ただし、臨時会費の額は会費の年額を超えてはならない。臨時会費の具体的徴収金額、徴収時期及び方法等については、理事会の議決によりこれを定める。

（会費の納入及び会費の減免）

第14条 会費の納入は、原則として、当該年度が始まる前にその資格に相当する会費を納入しなければならない。新規入会の際の納入会費は別途定める。

2. アジア地域の国民であって、その居住する国あるいは地域に国際地盤工学会のメンバーソサエティが存在しない国際会員については、会員特典としての学会誌の配布を辞退することを条件に、正会員（個人）会費を免除することができる。正会員（個人）会費免除の可否は、国際部の提案に基づき理事会で決定する。

3. 震災、風水害、落雷その他これらに類する自然災害によって被災した会員は、当該年度会費の減免、もしくは次年度会費の減免を行

うことができる。会費減免の可否は総務部と連携し、会員・支部部の審議に基づき理事会で決定する。

4. 会員の技術力を学会の行う地盤工学及びそれに関する技術の普及・啓発活動に積極的に協力する意思のある正会員（個人）のうち、別途定める条件を満たす会員をプレミアム会員と呼び、以降の正会員（個人）会費を免除する。プレミアム会員の承認は、会員・支部部の審議に基づき理事会で決定する。

5. 学会のダイバーシティーを促進するために必要と認めるときは、会員・支部部の審議に基づき理事会で会費を減免する。

第3章 役員

（正副会長最終候補者）

第15条 定款第17条により理事の互選で決めるべき会長・副会長については、選挙規則及び会長・副会長最終候補者選挙細則に基づき選考された最終候補者が、理事会に推薦されるものとする。

（欠員）

第16条 会長・副会長が欠員となったときは、改めて代議員の投票によって補選する。

2. 会長・副会長以外の役員に欠員が生じたときは、理事会において補薦する。

3. 欠員役員の残任期間が6ヶ月以内のときは補充しなくてもよい。

第4章 会務分掌、職制

（部（室）の構成）

第17条 この学会は、会務を分掌するため、事業企画戦略室、総務部、会員・支部部、国際部、公益出版部、調査・研究部及び基準部の1室6部をおく。

（事業企画戦略室）

第18条 事業企画戦略室は、地盤工学会の各部を横断する事業や企画の戦略的検討、事業に関する評価、再構築ならびに中長期計画及び関連機関との連携等に関する事項を掌る。

（総務部）

第19条 総務部は、総会及び理事会に関する事務、各部間の調整、その他渉外に関する事項ならびに予算、決算、金銭及び物品の出納、保管、財産管理、その他一般経理のほか、他部に属さない一般庶務に関する事項を掌る。

(会員・支部部)

第20条 会員・支部部は、会員の資質向上及び本支部間の連絡調整、講習会・講演会・見学会の継続教育等に関する事項を掌る。

(国際部)

第21条 国際部は、国際地盤工学会との連携、国際研究集会、国際活動等に関する事項を掌る。

(公益出版部)

第22条 公益出版部は、学会誌、論文報告集「Soils and Foundations」、地盤工学ジャーナル及び地盤工学に関する図書、印刷物等の編集・刊行（規格・基準の制定に関するものを除く）に関する事項を掌る。

(調査・研究部)

第23条 調査・研究部は、地盤工学に関する調査・研究、技術指導及びこれらについての受託のほか、研究発表会、シンポジウムに関する事項を掌る。

(基準部)

第24条 基準部は、地盤工学に関する規格・基準の制定、管理及びこれらに関する図書の刊行に関する事項を掌る。

(部(室)長)

第25条 部(室)に部(室)長をおく。

部(室)長は、理事の中から理事会の推薦により会長が委嘱する。

部(室)長は、理事会の議決に従い、部(室)の所掌事務を統括する。

部(室)長は、必要あるときは、部(室)員を置くことができ、会長がこれを委嘱する。

部(室)員は、原則として会員中より選任する。

部(室)員は、部(室)長の命令を受け、分掌事項を処理する。

部(室)員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、原則として3年を限度とする。

(事務局)

第26条 定款第23条による職員を以て事務局を

構成する。

事務局は、会長の指揮を受ける。

事務局の組織、職員に関する規程及び庶務の取扱細則は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

(国際地盤工学会に対する義務)

第27条 この学会は、国際会員が国際地盤工学会の会員であるために必要な義務として、同工学会に毎年会員名簿、会員分担金及び会員規約を送るとともに、同工学会の実行委員会に正式代表1名を派遣する。

第5章 委員会

(委員会の設置)

第28条 この学会は、業務遂行上必要あるときは、理事会の議決を経て、それぞれ当該専門業務について委員会を設け、調査審議する。

(委員の選任)

第29条 委員は、会員中より業務別に学識経験ある者につき、理事会で選出し会長が委嘱する。なお、非会員においても、招請の必要のある有識者に限り、理事会の承認を経て会長が招請委員として委嘱できる。

(委員長等の互選、職務)

第30条 委員会に委員長1名をおき、必要に応じ副委員長1名、幹事若干名をおくことができる。

これらは、いずれも委員の互選により推薦し、会長が委嘱する。

委員長は、委員会の事務を統括する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときは、これを代理する。

幹事は、委員長を補佐し委員会の業務を処理する。

(委員長の報告)

第31条 委員長は、委員会における調査審議の経過及び結果を主管部長を経て、会長に報告しなければならない。

(委員の任期)

第32条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

ただし、原則として3年を限度とする。

第6章 会 計

(会計経理の総括責任者)

第33条 会長は、会計経理に関する総括責任者とする。

(会計経理の方法)

第34条 この学会の会計経理の方法は、複式簿記の原則によることとし、資産勘定、負債勘定、収入勘定及び支払勘定に区分して経理しなければならない。

(予算案作成、提出)

第35条 総務部長は、各部の要求その他の資料によって、毎年2月末日までにこの学会の翌年度予算案を作成し、会長に提出しなければならない。

(事業計画、収支予算)

第36条 会長は、前条の予算案を事業計画とともに調査審議し、3月20日までに翌年度の収支予算について理事会の議決を経て、事業年度開始前に行政庁に届けなければならない。

2. 事業計画及び収支予算は、定款第38条により毎事業年度開始前に理事会の承認を経なければならない。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2. 前項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(予算の流用)

第38条 予算に計上された各費目の支出及び同一項内の各目間の予算の流用は、別に定めある場合のほか会長が専行する。

(予算の変更等)

第39条 予算の変更、予算超過または予算外支出については、理事会の議決を経なければならない。

ただし、会長が重要事項と認めた場合は総会の承認を得るものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録等を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の議決を経て、通常総会において承認を得なければならない。

2. 通常総会で承認を得た事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等は、3ヶ月以内に行行政庁に報告しなければならない。

(収入ならびに支払及び小切手作成)

第41条 専務理事は、収入ならびに支払及び小切手作成の業務を掌る。ただし、専務理事が欠員の場合は、会長の命により総務部長がその業務を掌る。

(現金出納保管)

第42条 会長の指定する職員が現金の出納保管の事務を行う。

会長は、現金支払のため、当該職員に資金を前渡することができる。

(会計事務の取扱手続)

第43条 会計の帳簿組織、決算書類の作成等、会計事務の取扱手続は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

第7章 支 部

(支部区域)

第44条 この学会は、定款第3条により次の各地区(海外地区を除く)に支部をおく。なお、海外地区は本部とする。

北海道地区 北海道

東北地区 福島県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県

北陸地区 新潟県、富山県、石川県

関東地区 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、茨城県、栃木県、山梨県

中部地区 静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、長野県

関西地区 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、滋賀県、奈良県、福井県

中国地区 岡山県、広島県、山口県、

島根県、 鳥取県
四国地区 愛媛県、 香川県、 徳島県、
高知県
九州地区 福岡県、 大分県、 宮崎県、
長崎県、 佐賀県、 熊本県、
鹿児島県、 沖縄県
海外地区 日本国以外の国及び地域

(支部区域の変更、増設または統合)

第45条 会長は、必要に応じ、理事会の議決を経て、前条支部の区域を変更し、支部を増設し、または統合することができる。

(支部の事業)

第46条 支部は、次の事項について、この学会の目的達成に協力するものとする。

1. 会務に関する支部連絡事項を、支部の区域内に属する会員に伝達すること。
2. 会務の執行について、理事会が委嘱しまたは承認した事項を行うこと。
3. 支部の区域に属する会員の意見を理事会に進達すること。
4. 支部の区域に属する会員相互の親睦を図ること。
5. その他支部規程に定めた事項。

(支部会員)

第47条 会員は、その住所を管轄区域とする支部の会員となる。なお、海外地区は本部の会員とする。

(支部役員)

第48条 支部に下の役員をおく。

1. 支 部 長 1名
2. 副支部長 5名以内
3. 商 議 員 定員は各支部で定める
4. 幹 事 長 1名
5. 幹 事 定員は各支部で定める
6. 支部監事 2名
7. 必要に応じて副幹事長 若干名

(支部役員を選任)

第49条 支部の役員は、支部総会において選任する。

(支部役員の職務)

第50条 支部長は、支部を代表し、支部に属する事務を処理する。
副支部長は、支部長を補佐し、かつ支部長に

事故があるときその職務を代行する。

商議員は、支部に関する重要事項を審議する。
幹事は、支部に関する事務を処理し、幹事長はこれを総括する。

支部監事は、支部の会計及び支部役員の業務執行状況等を監査する。

副幹事長は、幹事長を補佐する。

(支部の経費)

第51条 支部の経費は、その活動と会員へのサービスを支えるために当学会より配分される活動予算、及び寄附金その他の収入をもって支弁する。

支部長は、事業年度の終りに財産目録及びその他の財務諸表を作製し、当該事業年度経過後1ヶ月以内にこれを会長に報告しなければならない。

支部が保有する財産は、会長に代り支部長が管理する。ただし、支部長が管理できる現金預金の上限は、別途理事会で定める。

(支部規程の制定、承認)

第52条 支部は、支部規程を制定する。支部規程の制定または変更は、理事会の承認を得なければならない。

(会長への届出義務)

第53条 支部において決定した事項は、これを会長に届出なければならない。

第8章 会誌等刊行物

(学会誌)

第54条 この学会は、会員から納入された会費(購読料を含む)により「地盤工学会誌」を刊行し、会員への配布及びその一部を市販することができる。

(論文報告集)

第55条 この学会は、「Soils and Foundations」ならびに「地盤工学ジャーナル」を刊行する。

(印刷物の刊行)

第56条 学会誌及び論文報告集以外の印刷物の刊行は、理事会の議決を経なければならない。

(刊行物の寄贈先)

第57条 学会誌その他の刊行物の寄贈先は、理事会で決める。

第9章 関連学協会等

(関連学協会等との協力)

第58条 この学会は、関連学協会等と協力し、相互に便宜を供与することができる。

(会員等の推薦)

第59条 この学会は、関連学協会等から依頼があった場合には、学術団体として、会員を推薦し、かつ、選挙人を推薦することができる。
この学会が推薦する会員に対して、この学会はその活動を支援する。

付 則

(規則施行)

第60条 この規則は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

(細則施行)

第61条 この規則施行に必要な規定は、運営規程等の細則で定める。